

地域をけん引する経営体確保対策事業費補助金 交付要綱

制 定 令和元年9月13日付け農第883号
改 正 令和2年4月1日付け農第1988号
改 正 令和2年8月19日付け農第575号
改 正 令和3年5月20日付け農第140号
改 正 令和4年9月8日付け農第 594 号

(趣旨)

第1条 既存産地の再生や新規産地を形成していく上で、自らが有する出荷体制や販路、技術等を、地域の農業者や農業法人に波及あるいは共有し、地域の中核となって産地化を図ることが可能な経営体“地域をけん引する経営体”が県内への参入を進めるために必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業実施主体等)

第2条 事業費補助金の事業実施主体、補助対象経費、補助率等は交付要綱別表に定めるところによる。

ただし、交付要綱別表に定める事業区分を超えた経費の流用は認めない。

2 算出された交付額に千円未満が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 市町村長が、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請する場合には、様式第1号に、別表の事業区分ごとに定めた申請書を添えて知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するに当たっては、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額（消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明確でない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(交付決定内容等の変更等の申請)

第4条 市町村長が、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、様式第2号に別表の事業区分ごとに定めた変更承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、交付要綱別表に定める重要な変更以外の変更については別途指示を受けることとする。

2 市町村長が、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、様式第3号を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第5条 市町村長が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第4号を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第6条 市町村長は、補助金の事業が完了したときは、完了した日から10日以内に様式第5号を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 市町村長は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式第6号を知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の実績報告書を、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日まで知事に提出する。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした場合で、第1項の実績報告書を提出する前に、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第3条第2項ただし書により交付の申請をした場合で、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した各事業主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(帳簿等の保存)

第8条 市町村長及び事業実施主体は、補助事業を実施するに当たっては、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第9条 知事は、第3条の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

(書類等の提出)

第10条 市町村長が、この要綱の規定により知事に提出する書類は、所管の隠岐支庁又は農林水産振興センターを経由して農業経営課へ提出する(様式第5号を除く。)

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付及び補助金交付の対象となる事業の実施に関して必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月8日から施行する。

交付要綱 別表

事業区分	事業種目 (補助対象経費)	事業実施主体	補助率	助成対象者等	補助上限額等	重要な変更	
						事業内容の変更	経費配分の変更
法人設立支援事業(別記1)	(1)農業経営を法人化する取り組みに対し補助するために必要となる経費	市町村	定額	県内で新たに農畜産物の生産を行う法人であって「地域連携・産地づくり計画」策定要領(令和元年9月13日付け農第882号)で定める計画を策定し、認定を受けた地域けん引経営体	250千円	(1)補助事業の実施主体の変更 (2)補助事業の中止または廃止 (3)補助事業の施工箇所の変更 (4)事業内容の主要な部分に関する変更 (5)その他知事が必要と認める場合	同一事業実施主体に係る補助金の増額又は20%を超える減額
雇用人材確保支援事業(別記2)	(1)地域けん引経営体が新規就農者に対して実施する実戦研修に必要な助成経費		定額		600千円/年 (最長2年)		
事務所賃貸費支援事業(別記3)	(1)家賃		1/2以内		600千円/年 (最長2年)		
農地集積支援事業(別記4)	(1)促進費		定率(15.0%以内)	市町村	1事業当たり 1,500千円/10a		

事業区分	事業種目 (補助対象経費)	事業実施主体	補助率	助成対象者等	補助上限額等	重要な変更	
						事業内容の変更	経費配分の変更
経営開始活動支援事業 (別記5)	(1) 試作研究 (2) 分析診断 (3) 事例調査 (4) 販路開拓	市町村	1/2 以内	県内で新たに農畜産物の生産を行う法人であって「地域連携・産地づくり計画」策定要領(令和元年9月13日付け農第882号)で定める計画を策定し、認定を受けた地域けん引経営体	1事業当たり 1,000千円以下 (1事業当たり 100千円以上) (最長2年)		